地域密着型介護老人福祉施設

運営規程

社会福祉法人　慶生会

特別養護老人ホーム　清揚苑

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人慶生会（以下「本会」という。）が設置する特別養護老人ホーム 清揚苑（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

（事業の目的）

第２条　施設は、居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者等の入所を受け入れ、適正な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「地域密着型施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（事業の基本方針）

第３条　施設は、入居者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適正な処遇を行うよう努めるものとする。

２　施設は、入居者の処遇に関する地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるようにすることを目指すものとする。

３　施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って地域密着型施設サービスを提供するように努めるものとする。

４　施設は、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家族との結びつきを大切にした運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第４条　施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名　称　特別養護老人ホーム 清揚苑

（２）所在地　大阪府豊中市庄内宝町１丁目４番５号

（職員の職種、員数及び職務内容）～ショートステイを含む～

第５条　職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

２　職種及び員数

（１）医師　　　　　　（常勤０名　非常勤２名）
（２）生活相談員　　　（常勤１名　非常勤０名）
（３）管理者　　　　　（常勤１名　非常勤０名）
（４）介護支援専門員（常勤１名　非常勤０名）
（５）介護職員　　　　（常勤 13 名　非常勤９名）
（６）看護職員　　　　（常勤２名　非常勤０名）機能訓練指導員兼務
（７）機能訓練指導員（常勤１名　非常勤０名）
（８）管理栄養士　　　（常勤１名　非常勤０名）

３　職務内容

（１）医師　　入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
（２）管理者　職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている地域密着型施設サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
（３）介護支援専門員　施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価に当たる。
（４）生活相談員　入居者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
（５）介護職員　入居者の介護、日常生活の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
（６）看護職員　入居者の看護、日常生活の世話及び健康管理に当たる。
（７）機能訓練指導員　機能訓練の指導に当たる。
（８）管理栄養士　入居者の栄養管理に当たる。

（職員の勤務体制等）

第６条　施設の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。

２　管理者は、毎月の勤務表（末日締、１日開始）を当月月初までに策定し、当該職員に周知するものとする。

３　施設は、当該施設の職員によってサービスを提供するものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

（会議）

第７条　施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

（１）事業部会議

（２）リーダーMT

（３）フロア（介護職員）会議

（４）職員研修会

（５）入所選考委員会

（６）合同委員会

ｱ) 感染症対策委員会

ｲ) 身体拘束適正化委員会

ｳ) リスクマネジメント委員会

ｴ) 褥瘡対策委員会

ｵ) 看取り委員会

（７）その他

２　介護の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

（入居定員）

第８条　施設の入居者の定員は、２９人とする。

Ａユニット　９人（２階）　Ｂユニット　１０人（３階）　Ｃユニット　１０人（３階）

２　施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第９条　施設は、地域密着型施設サービスの提供の開始に当たっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他入居申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

（受給資格等の確認）

第１０条　施設は、地域密着型施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

２　施設は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して地域密着型施設サービスを提供するよう努めるものとする。

（入退居）

第１１条　施設は、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者に対し、地域密着型施設サービスを提供するものとする。

２　施設は、正当な理由なく、地域密着型施設サービスの提供を拒んではならない。

３　施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所若しくは介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

４　施設は、入居申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

５　施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、そのものが居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。

６　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員等で協議しなければならない。

７　施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、そのものが退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

８　施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第１２条　施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

２　施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（入退居の記録の記載）

第１３条　施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

（利用料その他の費用の額）

第１４条　地域密着型施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、各入居者の負担割合に応じた額とする。

２　施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

（１）食事の提供に要する費用：1,530円／日

※ 一食あたりの内訳：朝食400円　昼食600円　夕食530円

（２）居住に要する費用ユニット型個室：2,600円／日

（３）前各号に掲げるもののほか、地域密着型施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

ｱ）≪レクリエーションにおける材料費、私物のクリーニング代、ご希望に基づいた特別な食事代≫（実費）

（４）コピー機使用料

複写物の交付：10円／枚

（５）理美容代

カット：1,600円、カラー：4,500円、カット・顔剃り：2,200円、

パーマ：5,000円

（６）第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

（７）入居者が６日以内の入院又は外泊をされた場合は、1ヵ月に６日を限度として上記サービス利用料金に換え、１日につき246単位（1割負担の場合260円）及び居住費をお支払いいただきます。

入居者が６日以上の入院又は外泊される場合において居室を確保される場合は、居住費をお支払いいただきます。(負担限度額認定を受けておられる方につきましても、６日以降の居住費は負担軽減の対象となりませんので、第１～３段階以外の居住費[2,600円]の金額となります。)

※但し、居室をショートステイで空床利用されている場合は上記居住費の負担はございません。

（８）持込み家電（個人専用の電気製品）の電気代　１台につき 30 円／日

※ お支払いの確認をしましたら、翌月の請求書と一緒に領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い致します。

※ ゆうちょ銀行の場合　手数料０円

※ その他の銀行の場合　手数料 220 円が入居者様のご負担となります。

３　施設は、前項に掲げる費用の額に係る地域密着型施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該地域密着型施設サービスの内容、費用について説明を行い、入居者等の同意を得るものとする。費用を変更する場合は事前に文書にて入居者又はその家族に対し通知を行うものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第１５条　施設は、法定代理受領サービスに該当しない地域密着型施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した地域密着型施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

（計画の作成）

第１６条　管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画（以下計画）の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　前項の規定により作成する計画に用いる課題分析票は、包括的自立支援プログラム（三団体ケアプラン策定研究会方式）とする。

３　計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するため、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにすることとする。

４　介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する地域密着型施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスの内容、注意すべき事項等を記載した計画の原案を作成しなければならない。

５　介護支援専門員は、計画の原案について、入居者に説明し、同意を得て計画を交付しなければならない。

6　介護支援専門員は、計画の作成後においても、地域密着型施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を行うことにより、計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
介護備品（福祉用具等）等について、必要な状況になった際は事前に説明、相談を行うものとする。

7　本条第3項から第5項までの規定は、前項に規定する計画の変更について準用する。

（地域密着型施設サービスの取り扱い方針）

第１７条　施設は、入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行うものとする。

2　地域密着型施設サービスの提供は、計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

3　施設職員は、地域密着型施設サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4　施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5　施設は、自らその提供する地域密着型サービスの質の評価、その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って、良質かつ適切なサービスの向上を図るために、福祉サービス第三者評価を定期的に受審するものとする。

（介護）

第１８条　介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2　施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭するものとする。

3　施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

4　施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者に対し、適切におむつを取り替えるものとする。

5　施設は、入居者に対し、前各項に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

6　施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとする。

７　施設は、入居者に対し、入居者の負担により、当該施設の職員以外のものによる介護を受けさせないものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第19条　施設は、地域密着型施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わない。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1)身体拘束適正化委員会を設置する。

(2)「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

(3) 緊急やむを得ない場合に身体拘束をする時は、あらかじめ身元引受人に入居者の身体拘束に至る経緯を十分に説明し、同意を得るものとする

3 施設は身体拘束の適性化を図る為に次の措置を講じる。

(1)　身体拘束等の適性化の為の対策を検討する委員会を1回/3カ月、開催すると共にその結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。

(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)施設職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施する。

(年2回以上及び新規採用時)

（虐待防止に関する事項）

第２０条　施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待を防止するための対策を検討する委員会の実施（1 回/3 カ月）

（２）従業者に対する研修の実施（年 2 回以上及び新規採用時）

（３）入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（４）その他虐待防止のために必要な措置

（５）虐待防止の為の指針の整備

２　施設は、地域密着型施設サービスの提供中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（食事の提供）

第２１条　食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
２　食事の提供は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂(共同生活室)で行うよう努めるものとする。

（相談及び援助）
第２２条　施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与）
第２３条　施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
２　施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
３　施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
４　施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

（機能訓練）
第２４条　施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（健康維持）
第２５条　施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。
（入居者の入院中期間中の取扱い）
第２６条　施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入居することができるようにするものとする。

（入居者に関する市への通知）

第２７条　施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を通知するものとする。

（１）正当な理由なしに地域密着型施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（２）偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第２８条　入居者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、入居者相互の親睦と融和に努めなければならない。

① 面会時間	午前９：００から午後６：００ 面会簿にその都度記入する。
② 外出、外泊	当施設の用紙で、５日前に申し出る。 ・入居者が外泊しようとするときは、管理者に届け出て、許可を得なければならない。 ・入居者が外出しようとするときは、あらかじめ行き先、要件、所要時間等を施設の職員に申し出なければならない。
③ 飲酒、喫煙	飲酒・喫煙は原則として禁止。
④ 設備の利用	施設の居室や設備・器具は本来の使用法に従って利用する。（これに反した使用により破損した場合には、賠償していただく場合がある。）
⑤ 所持品の持ち込み	電気製品等の持ち込みは応相談。
⑥ 迷惑行為等	下記事項を遵守し、違反した場合、直ちに契約の解除が行うことがあり得る。 ｲ)　他の利用者様や職員にセクシャルハラスメントや暴力行為があった、またその恐れが強い。 ﾛ)　大声・暴言または脅迫的な行動により他の利用者様に迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた。 ﾊ)　解決し難い要求を繰り返し行い、施設サービス業務を妨げた。 ﾆ)　建物設備等を故意に破損した。 ﾎ)　生活に必要でない危険な物品を施設に持ち込んだ。 ﾍ)　自殺、自傷、他傷行為また薬物乱用を行った、またその恐れが強い。
⑦ 貴金属の所持	貴金属は所持しない。

⑧ 現金等の所持	現金は原則的に所持しない。
⑨ その他	施設内での営利行為や宗教の勧誘、政治活動などは禁止。ペットの飼育は不可。危険物・火気類の取扱いは禁止、ライター等は施設に預ける。

（緊急時における対応）

第２９条　施設の職員等は、地域密着型施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第３０条　施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、事故が発生又は再発することを防止するために次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止に関する指針を整備する。

（２）事故が発生したとき又はそれにいたる危険性が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策従事者に周知徹底する体制を整備する。

（３）事故発生防止の為の委員会（1 回/３カ月）及び介護職員に対する研修を定期的に行う。（年 2 回以上及び新規採用時）

２　施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第３１条　施設は、非常災害時に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害時に備えるため、年２回（うち１回は夜間想定）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害時に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に通知するものとする。

２　前項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理・感染症対策）

第３２条　施設は、入居者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理

を適正に行うものとする。

2　施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないようにするため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

（1）施設における感染症対策委員会を１か月に３回程度定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員及びその他の職員に周知徹底を図る。

（2）施設における感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針を整備する。

（3）施設において、介護職員及びその他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に実施する。(年2回以上及び新規採用時)
また感染症発生時に備え定期的に、隔離･感染対策等のシュミレーションの為の訓練を行う。(年2回)

（4）上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第３３条　施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

2　施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(苦情処理)

第３４条　施設は、その提供した地域密着型施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2　施設は、その提供した地域密着型施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　施設は、その提供した地域密着型施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)　が行う介護保険法第176条第1項の規定による調査に協力するとともに、国保連からの指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第３５条　施設の職員は、正当な理由なく、個人情報等業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　施設は、職員であった者が、正当な理由なく、個人情報等業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保

持するべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。
３　施設は、居宅介護支援事業者等に対して、個人情報等入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。施設は、入居者が施設入居する際の個人情報の利用について、入居者及び家族(身元引受人を含む)にあらかじめ文書により同意を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）
第３６条　施設及び施設の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者を当該施設に紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　施設及び施設の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者から当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。

（掲示及び広告等）
第３７条　施設は、施設の見やすい場所に、この規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び運営規程を掲示するものとする。
２　施設は、施設について広告する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（地域との連携等）
第３８条　施設は、その運営に当たっては、利用者、利用者の家族、当該事業に知見を有する者及び地域の関係者等で構成する運営推進会議を年６回（2ヶ月に１回）程度開催することにより、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
２　運営推進会議から出された要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

（会計区分）
第３９条　施設は、地域密着型施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。
２　施設の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

（記録の整備等）

第４０条　施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供に関する記録を「豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年豊中市条例第 70 号。以下「市条例」という。）

第 191 条で準用される 178 条第 2 項各号に基づき、整備するものとする。

２　前項に掲げた記録については、市条例第 178 条第 2 項の規定に基づき 5 年間保存するものとする。

（業務継続計画に向けた取り組みの強化についての事項）

第４１条　施設は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する地域密着型介護老人福祉施設の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」）を策定し当該業務継続計画に従い次の必要な措置を講じるものとする。

２　施設は従業者に対して業務継続計画遂行において必要な研修（年 2 回以上及び新規採用時）及び訓練（年 2 回）の実施を行う。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメントに関する事項）

第４２条　施設は職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する為の方針を明確化する。

（１）ハラスメントに関する方針の明確化及びその周知・啓発

（２）相談に応じ適切に対応する為に必要な体制を整備

（３）ハラスメント防止する為に従業者に対する研修の実施（年 2 回以上及び新規採用時）

（その他運営に関する留意事項）

第４３条　施設は全ての介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。本事業の社会的使命を充分認識し常に職員の質的向上を図るために研修の機会を下記の通り設けるとともに業務の執行体制についても検証・整備する。

(1)　　採用時研修　採用後 2 か月以内

(2)　　継続研修　月 1 回以上

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人慶生会と施設の管理者との協議に基づいて定める。

附　則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。以下改定歴

改定日	改定内容
平成 24 年 12 月 1 日	一部内容変更
平成 25 年 4 月 1 日	一部内容変更
平成 26 年 4 月 1 日	一部内容変更
平成 27 年 2 月 1 日	一部内容変更
平成 27 年 6 月 1 日	一部内容変更
平成 29 年 6 月 16 日	一部内容変更
平成 29 年 11 月 11 日	一部内容変更
平成 30 年 1 月 1 日	一部内容変更
平成 30 年 4 月 1 日	一部内容変更
平成 31 年 4 月 1 日	以下内容の変更・追加 第 14 条 2 項（3）　利用料そのほかの費用の額　(P.5) 第 17 条 5 項 　地域密着型施設サービスの取り扱い方針（P.7) 第 19 条 2 項（4）～(6)　身体拘束等の禁止（P.7～8) 第 40 条　記録の整備等（P.13)
令和 2 年 4 月 13 日	令和 2 年 2 月 20 日実地指導による助言を受け以下内容について変更・追加（変更部は赤字・下線） 第 7 条（1）～（7）　会議　(P.3) 第 14 条 2 項　利用料その他の費用の額　(P.5) 　（1）食事の提供に要する費用 　（4）コピー機使用料 　（6）ショート利用時の居住費負担無し 　（7）支払い手数料 その他、誤字、脱字含めた表記内容の表現統一等
令和 5 年 11 月 1 日	一部内容変更
令和 6 年 11 月 1 日	一部内容変更